

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第五十二号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五号(五)中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(六)中「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同号(七)中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同号(八)中「第二十五条の八第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同号(九)中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同号(十二)中「附則第二条第六項」の下に「から第八項まで」を加え、同号(十二)を同号(十八)とし、同号(十一)中「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に、「職員」を「当該職員」に改め、同号(十一)を同号(十七)とし、同号(十)中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号(十)を同号(十六)とし、同号(九)の次に次のように加える。

- (十) 法第三十四条第一項の規定により、勧告すること。
- (十一) 法第三十四条第二項の規定により、公表すること。
- (十二) 法第三十四条第三項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (十三) 法第三十六条第一項又は第二項の規定により、勧告すること。
- (十四) 法第三十六条第三項の規定により、公表すること。
- (十五) 法第三十六条第四項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。